市立函館病院英語論文補助検討検討会設置要綱

（趣　旨）
第１条 この要綱は，市立函館病院に勤務する職員が英語論文を雑誌へ投稿する場合，投稿料を　病院が負担することについて検討し，当院職員の資質の向上を図るほか，医師等の確保に資することを目的に，英語論文補助検討部会（以下，「部会」という。） を設置し，運営および構成員に関し必要な事項を定める。

（組　織）
第２条 部会は次に掲げる部会委員で組織する。
(1) 部会委員は，病院長が指名する医師，庶務担当主査，庶務担当者，図書司書とする。

（部会長）
第３条 部会に部会長を置き，部会員の中から病院長の指名により定める。
(1)部会長は，部会を招集しその議長となる。
(2)部会長に事故ある時は，部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代行する。

（部会の開催）
第４条 部会は，部会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
(1)議事は，出席した部会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
(2)部会は，随時開催することができる。

（審査事項）
第５条 部会は，次の事項について審査する。
(1) 英語論文雑誌投稿病院負担申請についての妥当性に関すること。
(2) その他，部会が必要と認める事項

（事務局）
第６条 部会の庶務は，図書検討会において処理する。

（補　則）
第７条 この要綱に定めるもののほか，部会の運営に関して必要な事項は，部会長が部会に諮って決定する。

附　則
１　この要綱は，令和５年４月１日から施行する。
２　この要綱は，令和６年４月１日から施行する。
３　この要綱は，令和７年１１月１日から施行する。
３　この要綱は，令和８年８月１日から施行する。